

## 令和 7 年度第 1 回堺市景観審議会でのご意見に対する対応について

## ○景観重要建造物に関する意見

意見	対応の考え方
景観重要建造物の指定方針に“自然”に関する記載がある一方で、指定基準には“自然”の観点に記載されていない。	指定基準を「外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの」に修正しました。
指定基準の「優れた外観としてホームページ等で広く周知され」について、個人がホームページで公開しているものでもよいのか。「多くの方々に認知されている」など書き方を変えたほうがいいのではないか。	個人のホームページに掲載されているものではなく、公的機関のホームページ等で周知されているものを対象とし、指定基準を「公的機関のホームページ等で広く周知されているなど、地域のランドマークやシンボルとして多くの方に認知されているもの」に修正しました。
指定基準に「適正に管理されている」と書く建造物の材質や安全性なども含まれると考えるが、提出図面のみではその点を十分に把握できない。そのため何をもちて適正な管理とみなすかについて、所有者と意見が一致するか難しいのではないか。	指定基準を「現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの」に修正しました。

## ○景観重要樹木に関する意見

意見	対応の考え方
樹木というのは成長するので形態が変わる。また、樹齢のこともある。そのあたりをどのように指定に反映させていくのか。	樹木は生育に伴い樹容が変化するため、所有者等が管理している中での自然な変化は許容します。一方、毀損や老齢化等により、樹容や象徴性などの景観価値に著しい影響が生じた場合には、所有者と協議のうえ、指定の継続について調整します。
指定基準の「美観上優れた樹容」について、樹容は変容してしまうのではないか。	樹容は生育や管理により変化するため、『美観上優れた樹容』という表現では、指定基準として客観性や継続性の面で十分でないことから当該基準については見直しました。 樹容が美しいかを評価するのではなく、その樹木が地域景観にどのように貢献しているかを評価するため、指定基準を「堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの」としました。

## ○図面に関する意見

意見	対応の考え方
図書について、外観が重要なので内部の平面図などは求めなくてもよいのではないか。提案のハードルが上がってしまうのではないか。	平面図は、指定後の現状変更許可を審査する際に重要な資料であり、また外観だけでは判断できない空間のつながりや建物の使われ方を把握することで、歴史的・文化的な価値を適切に評価した上で指定について審議をすることが可能となります。そのため市としては、平面図が必要であると考えています。なお、所有者の負担軽減のため、図面は基本、市が作成し、審議の際は非公開とします。
提案して却下される場合もあるので、先に図面を求めるのはどうか。	所有者から提案があった際、景観審議会に報告し、意見を求めた上で図面等の作成を進めます。図面等の書類を整理した後、2 回目の審議会に諮ります。